

関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

- 1 関税暫定措置法の一部改正に伴い、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品でその譲許の便益の適用について手続を要する物品の指定等を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第62条～第64条及び第66条関係）
- 2 協定における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る記載事項及び提出時期等に関する所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第4条の2、第4条の12、第36条の3、第51条の4、第51条の12及び第61条関係）
- 3 特恵関税制度について、メキシコを原産地とする特定の物品を特恵関税の適用から除外することとする。（関税暫定措置法施行令第49条及び別表第1の2～別表第1の4関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成16年法律第142号）の施行の日から施行することとする。